

[事案 27-162] 契約無効請求

・平成 28 年 8 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

募集人による虚偽説明があったことを理由に、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 11 月に契約した終身保険について、募集人より「5 年で元が取れる」との虚偽の説明を受け、貯蓄性のある商品と誤解して加入したため、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は一貫して終身保険として説明しており、申立人は終身保険であることを理解していたはずであるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面に基づく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者と募集人に対して事情聴取を行なった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が虚偽の説明をして申立人夫婦を騙したとまでは認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人が、申立人の苦情への対応として金員を交付した行為は、法令で禁止された特別の利益の提供行為の潜脱行為に該当し、不適切な対応であった。
- (2) 募集人が、申立人に対して損失補填を約した書面を交付した行為は、その時点では募集人は保険会社との業務委託契約は終了していたため、法令に抵触する行為とはいえないが、書面は、三者面談の席で交付されており、面談に同席した保険会社の担当者は、書面を交付しないようにする配慮を欠いていたといえる。
- (3) 申立人家族は、募集人から短期間に複数の終身保険に加入しているが、少なくとも各人の 2 件目以降の加入について合理的な理由があったとは認められない。加えて、保険料の支払いを継続できる見通しもないのに勧誘がなされたといえる。